

## 第2回山口県立大学法人化準備委員会の審議要旨

- 1 日 時 平成17年4月14日(木) 13:30~15:30
- 2 場 所 山口県 議会棟 第1特別委員会室
- 3 出席者 西村亘委員長、青木邦男委員、岩田啓靖委員、陶山具史委員、中野勉委員、  
本廣正則委員、藪本知二委員、横道清孝委員
- 4 審議事項
  - (1) 定款規定事項について
  - (2) その他

## 定款規定事項について

委員 委員長 事務局

まず、最初に事務局に確認をしておきたい事項がある。1点目は、今回の委員会の審議において定款事項に関する制度設計を決定する必要があるが、人事委員会の設置は定款規定事項に含まれないことから、一般的な審議で良いのか。2点目は、財産の移管は、面積や時価評価額を現時点で定款に入れるのかどうか。また、看護学部北側の土地の面積と評価額を確認したい。3点目は、大学側が検討中の学長選考方法を、何故、今回、事務局が提案するのか確認したい。

まず、1点目の人事委員会の設置は、必ずしも定款で規定する必要はないが、人事委員会の設置の有無によって、定款に定める経営審議会と教育研究評議会の審議事項が変わってくる。人事委員会の設置は、定款の審議事項と関連があるため提案したものである。

2点目の財産移管については、出資財産の面積等を定款に規定するようになるが、時価評価額は、来年の2月議会の権利承継の議案提出時までには算出したいと考えている。また、看護学部北側の土地の面積は、17haという規模である。

3点目の学長選考方法については、理事長・学長一体型の場合、学長選出は法人の最高経営責任者(理事長)を選出することになるので、学長選考方法を合わせて検討するべきであると考え、提案したものである。

理事会は置かず、経営審議会及び教育研究評議会は諮問機関であって、議決機関ではないとすると、大学の意思決定はどこが行うのか。

理事長が行うこととなる。

実際の運営は、理事長・副理事長・副学長の3人がマネジメントするようになる。

理事長・学長一体型の場合に、理事長兼学長の責任と権限が非常に大きくなる。定款で理事会設置を規定しなくても、法人規程で理事会に準ずる組織を設置することも可能という意見もある。

学長選考方法、人事委員会の位置付け、学長解任請求制度の3点は定款で規定しなくても、本委員会で決定された方向性が、法人化後においてもズレなければいいのではないか。

本委員会で審議し、方向性を決めた事項については、それが法人規程で定める事項であったとしても、例えば、本委員会が附帯決議を行うなどにより、本委員会の審議結果を尊重し、それを遵守するような仕組みを担保していかなければならないと思う。

また、法人規程で定める事項についても、その基本原則や方向性等は出来るだけ定款の中に書き込むという方法も考えられる。

定款の文章化案については、こうした点についても最大限盛り込んだ形で、次回の本委員会に諮ってもらいたい。ここまで定款に含めるのは行き過ぎというくらいの案を出してもらおう方が議論しやすい。

#### 学長選考方法について

理事長・学長一体型において、教授等が学長就任後に教員の定年年齢に到達した場合には、どうなるのか。

理事長・学長の任期は、不慮の事故等がなければ、任期をまっとうすることとなる。定年はない。

例えば、若い理事長・学長を選考し、任期満了時に57, 58歳であった場合、その優秀な方が教職を退職されることは、大学にとって損失である。その辺りは今後検討していく必要があるのではないか。

一般論として、教授職等にあった者が学長に就任し、その後、学長職を退いた場合、教授として残る手だてはあるのか。

それは、定年を何歳に設定するかによって決まる。定年までの残期間があれば、学長を退任しても、教授等の教員としての身分は残る。

他大学の教授等が学長に就任した場合、任期満了後に再び元の大学の教授職等に自動的に復

帰出来るような制度は担保されていない。もし、こうした制度を担保しようとするれば、教授ポスト等を空席のまま保持しておかねばならず、後任教授の補充が出来ないため、教育研究に支障を来すことになる。本学の教員だけに有利な制度は必要なく、学外も含め、フラットで公平な基盤から学長を選出すべきである。

教職員の推薦を学長候補者の要件とすることは、理事長・学長の地位が教職員に依存することであり、好ましい形ではないのではないかと。

教職員の推薦を要件としたのは、学内の数名の支持すら得られないような人が学長になっては、いくら学長選考会議が選考したとしても、それは余りにも学長として不適格ではないかという考え方からである。

現行の教職員の選挙により学長を選ぶ方式を踏襲したのでは、経営がうまく出来ない可能性があり、独法化による効果も期待できない。学長選考会議は非常に重要で、この会議のメンバーと選考方法が大事である。

また、推薦制により学長候補者を募るなら、推薦者の氏名は堂々と公表すべきであるし、経営審議会や教育研究評議会からの推薦という方法もあって然るべきと思うが、こうした方法を選択しなかったのはどのような理由からか。

学長選出後に、本来あってはならない人事上の不利益な取扱いが起きないように、推薦者の公表をしないこととした。

また、経営審議会や教育研究評議会が組織として候補者を出すことは、学長選考会議のメンバーが出身組織の候補者を選考するということになり、公正中立に選考する観点から両審議機関からは選出しないこととした。

経営審議会と教育研究評議会が、それぞれの分野から学長候補者を選別して推薦することは、両審議機関の所管事項として当然に行われるべきである。

特に、教育研究評議会が、教員の意向も反映させた形で学長候補者を推薦するという動きは当然であり、その過程で問題意識をもってスクリーニングすべきである。こうしたことによって、学長選考会議の負担も軽減されることになる。

真に学長にふさわしい候補者が、学長選考会議に推薦される仕組みをつくった方が良い。経営審議会や教育研究評議会だけではなく、他からも推薦できる仕組みも検討余地はある。

理事長・学長一体型に賛成であるが、これを採用した場合、旧来の学長職よりも、理事長職としての経営責任が重くなり、経営者が責任をとりつつ、学長の仕事を行うことになる。若い有能な教員が理事長・学長に就くのは良いが、就任する時点で、教授職等を辞すべきだ

と思う。

教員としては、やはりどこかで投票にかかわりたいという気持ちがあると思う。理事長・学長は自分たちで選んでいきたいという意向が非常に強い。大学の課題・問題や目標について、認識を共有しながら実行するためには、教員の投票により学長を選出するという行為は意味がある。

学長候補者選出予備選挙方式で懸念されるのが、選挙結果によっては断トツ1位の候補者が出てくる可能性がある。その断トツ1位の候補者と異なる者を学長選考会議で選考することは、事実上困難となる。地独法で明記された学長選考会議の職責を果たすという点で、好ましいあり方と言えるだろうか。

また、選挙では、大学の発展や有効・適切な教育の実施という前向きな姿勢だけで投票が行われるかどうか、学内の派閥や人事の問題等を含めて投票が行われるという懸念もある。

選挙を実施すれば、その選挙で事実上全て決定されるだろうから、選挙はいかがなものかと思っている。選考会議の選考は何だったのかということにならざるを得ない。

理事長・学長は、現場で一緒に仕事をする教職員の意向が反映される形で選考されるのが好ましい。そのためには、学長選考会議が学長にふわさしい複数の候補者を選考し、その候補者を対象とした学内選挙で学長を選ぶという方法も良いのではないか。

学長候補者選出予備選挙については、学長選考会議にかける候補者の絞り込みを行うことに意味があると思う。また、選考については、予備選挙の順位はあっても拘束しない方法でやれば良いのではないかとも思う。

#### 学長解任請求制度について

学長選考において、教職員の推薦制を導入するのであれば、学長解任請求制度はなくてもいいのではないか。

ワーキングの中でも、理事長・学長任期が4年であれば必要ないのではという意見もあったが、理事長・学長に権限集中することへの弊害を排除する一つの方法として提案した。

学長解任請求制度は必要か。教職員から学長解任請求が出された場合、選考会議の負担はかなり重くなるが、うまく機能するだろうか。

予備選挙を行わない場合には学長解任請求制度が意味を持つ。理事長兼学長は、非常に強い責任と権限があるが、人間なので恣意的になり、大学の学問の自由が確保されない場合も考えられる。その場合に、教員が理事長兼学長を解任すべきだということを、公に申し出ること

とができるようなシステムがあった方が良いと思う。

また、この学長解任請求制度を有効に機能させようとした場合、解任請求事由を出来るだけ詳しく明示し、学内外に公開する方が良い。そうすることによって、不適切又は恣意的な解任請求はされにくくなり、また、選考会議も真剣に理事長兼学長の解任を審査することとなる。

解任請求の要件については、教職員総数の3分の1以上の連署のハードルを高くして、例えば、過半数や3分の2以上ということの再検討も必要ではないか。

## ま と め

資料4の2番、学長選考方法については、再度、事務局において、ワーキングでの調整、関係者への意見調整に努めること。その他については、概ねこの方向でまとめさせてもらいたい。

次回、事務局はこれまでの議論を踏まえ、文章化した定款案を提出すること。次回の委員会の審議において定款規定事項の最終決定を行うこととしたい。また、併せて中期目標、評価委員会について審議することとしたい。